佐賀県選挙管理委員会告示第九号

よる資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定に

項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年二月五日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

鶴田	田 原	富﨑	岩 永	<u>佐</u> 野	八谷	の出取体資 氏を消の金 名し1指管
典康	昇	郎	孝 則	辰 夫	克 幸	たの定理者届の団
会議員意	会 議 員 議	会韻具議	会議町議	会議員議	会韻具議	類 公 職 の 種
後援会鶴田典康	る後援会田原のぼ	会郎後援	会り後援	会を削る	後 援 会 幸	称 団 資 体 金 の 管 名 理
番地一	二九三八番地町大字多久原名九十七多久	五番地町用作一四五	一四七番地 西松浦郡有田	六 二丁目二 一 一 一 一	永歌二八九神埼町	の所在地 務所
鶴田	田 原	富﨑	岩永	佐 野	八谷	名 代 表 者
典康	昇	郎	孝則	辰夫	克 幸	旬の氏
日六成月二	八 年 平 日 五 成 月 二 二	二年平日五成月二	〇 年 平 日 五 成 月 二	九 年 平 日 五 成 月 二	日 年 平 四 成 月 二 三 一	日 届 出 年 月